

自殺の背景調査の指針の改訂に向けた 検討の進め方について（案）

【背景】

- 前回の改訂から 10 年が経過したが、小中高生の自殺者数は、令和 5 年に過去 2 番目に多い数となっていること、詳細調査についての制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数が全体の 6 割に留まっていること、詳細調査に移行している件数が全体の約 1 割に留まっていること等の課題がある。また、令和 6 年 8 月にいじめの重大事態調査のガイドラインを改訂し、平時からの備えや重大事態調査で調査すべき調査項目に関して明確化を行ったが、この改訂内容については、子供の自殺が起こった際の対応においても考慮することが望ましいと考えられる。これらの点を踏まえ、背景調査の指針の改訂に向けて、具体的な検討を進めてはどうか。

【改訂にあたっての課題認識・考え方】

- 子供の自殺または自殺が疑われる事案が生じた際、学校または学校の設置者において、自殺の背景調査の指針に基づいて調査を行うことが求められている。
- この背景調査は基本調査と詳細調査が存在するが、その実施にあたっては様々な課題が指摘されているところ。例えば、
 - ・ 詳細調査の意向確認等遺族への説明等は学校及び学校の設置者が行うこととなっている中で「詳細調査について制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数」が全体の 6 割に留まっていることを踏まえ、説明事項リスト等で指針に沿った対応を徹底すべきではないか。
 - ・ 詳細調査への移行について、必ず移行すべき事案として、①学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合、②遺族の要望がある場合、③その他必要な場合と示しているが、自殺の要因は多様かつ複合的である場合が多く、様々なケースが考えられる中で、実態を踏まえつつ、対象となる事案を見直すべきではないか。
 - ・ 基本調査では学校が把握している情報の整理等を行うことになっているが、調査・整理すべき事項を具体化すべきではないか。
 - ・ 詳細調査において、何をどの程度明らかにするのか、標準的な調査事項を含め詳細調査の進め方や調査事項を具体的に盛り込むことが出来ないか。
- 以上を踏まえ、小中高生の自殺者数が増加する中、自殺予防協力者会議における議論を通じて、各学校及び学校設置者等において、円滑・適切に調査が行われるよう、国の指針等を見直してはどうか。

【本会議での論点例】

1. 自殺の背景調査の在り方について

- ・ 背景調査を円滑に進めるにあたっての学校設置者及び学校の基本的姿勢や平時からの備え
- ・ 説明事項リスト等を利用した、遺族への詳細調査の説明・意向確認

2. 詳細調査の進め方について

- ・ 詳細調査へ移行する際の要件について
- ・ 背景調査実施の中で、いじめにより自死した疑いが生じた場合の対応について

3. 基本調査・詳細調査の標準的な調査項目等

- ・ 基本調査、詳細調査において調査すべき事項の整理
- ・ 標準的な調査事項を踏まえた調査期間の目安

4. 調査結果の説明及び公表

- ・ 調査結果の公表に係る個人情報保護法との整理
- ・ 調査結果の遺族への説明

5. その他

- ・ 背景調査の対応にあたってのチェックリストの作成 等